

# 田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

平成28年11月策定

田村市保健福祉部

## 目 次

	頁
第1章 総則 . . . . .	1～2
1 背景と目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の基本方針	
4 計画の対象者の考え方（範囲）	
5 推進体制	
第2章 要支援者の支援体制 . . . . .	2～4
1 支援体制の整備	
2 市、関係機関・団体及び要支援者自身の役割	
第3章 要支援者情報の把握・共有 . . . . .	4～5
1 要支援者情報の把握	
2 避難行動要支援者名簿の作成	
3 避難支援等関係機関・団体への要支援者名簿情報の提供	
4 要支援者名簿の取扱い及び管理	
5 要支援者名簿の更新	
第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成 . . . . .	6
1 避難支援プラン（個別計画）作成の目的	
2 避難支援プラン個別計画の作成	
3 避難行動要支援者台帳の作成	
4 避難支援プラン個別計画の取扱い及び管理等	
第5章 情報伝達体制 . . . . .	6～8
1 避難情報の種類	
2 要支援者への情報伝達	
第6章 避難誘導・安否確認体制 . . . . .	9
1 避難誘導の実施体制	
2 安否確認情報の収集	
第7章 避難所等における支援体制 . . . . .	10
1 避難所における支援対策	
2 福祉避難所	
災害時避難行動要支援者避難支援フロー . . . . .	11
様式 . . . . .	12～15
様式1 避難行動要支援者名簿	
様式2 避難支援プラン（個別計画）	
様式3 避難行動要支援者台帳	
資料 . . . . .	16

## 第1章 総則

### 1 背景と目的

平成16年に発生した風水害等への対応に関し、高齢者や障害者等の避難支援についての課題が明らかとなり、内閣府では有識者からなる集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会を設置し、要援護者に関する情報の収集や共有の方法、避難支援のあり方等について検討を行い、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成17年3月に取りまとめた。

さらに、同年9月に新たに災害時要援護者の避難対策に関する検討会を立ち上げ、避難所における要援護者の支援や関係機関等の間での連携についての検討を進め、平成18年3月に検討成果を取りまとめるとともに、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の改訂を行った。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、要援護者に配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったことや、行政の安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が指摘された。そこで、再度有識者からなる災害時要援護者の避難支援に関する検討会を設置し、東日本大震災の教訓を踏まえてガイドラインの見直し等の検討を行い、平成25年3月に報告書を公表した。

田村市では、東日本大震災発生以前には大きな災害の経験はなく、災害対策本部が設置されたのは平成19年9月7日の台風襲来時以来であった。

毎年、防災訓練等を実施して来たが、東日本大震災、とりわけ東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故による災害は、従来 of 想定を超えるものであり、市民そして行政に新たな課題を突き付けるものとなった。

そこで、改訂された国のガイドラインや新たにまとめられた報告書を踏まえ、避難の規模、範囲、期間など、災害の状況に応じた避難のあり方と、避難に際して支援を必要とする高齢者や障害者への援護体制を確立するため、平成22年6月に策定した「田村市災害時要援護者の避難支援プラン」を全面的に見直し、新たに「田村市災害時避難行動要支援者支援プラン」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本プランは、災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定に基づき避難行動要支援者名簿の作成等に関する基準を定めるほか、田村市総合計画後期基本計画の基本施策のうち「4-8安全・安心な生活の確保」に掲げる目標を達成するための施策として、田村市地域防災計画「第1章第18節要配慮者支援対策」及び「第2章第27節要配慮者救護活動」を補完するものである。

また、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難対策について、平時から自らの命は自らが守る「自助」を基本に、近隣がお互いに助け合って地域を守る（お互いさま）「共助」、行政区、行政機関等による「公助」の役割を明確にするものである。

### 3 計画の基本方針

災害時要援護者の避難支援に関する検討会の報告書は、要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援を必要とする要支援者について、避難行動が困難な理由を次のように整理している。

- ① 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することの困難
- ② 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することの困難
- ③ 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することの困難
- ④ 実際に避難するための移動等の困難

要支援者の支援体制を構築するにあたっては、これらの困難性に配慮しながら、平時における要支援者支援の課題、発災直後の避難誘導、安否確認における課題、避難後の生活支援における課題を整理し、災害の種類や規模に応じた実効性の高い体制を構築することを目指すものである。

#### 4 計画の対象者の考え方（範囲）

本計画の対象者は、次に掲げる者のうち在宅で、災害から身を守るために自ら避難することが困難であり災害時の一連の行動に特に支援を必要とする者とする。

- ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 概ね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な者
  - ※ 同居家族がいる場合も、時間帯等によって一人となる高齢者については除外しない。
- ⑦ 他自治体から田村市に避難している要支援者
- ⑧ 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

#### 5 推進体制

要支援者の現状を把握するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援体制を検討するため、「田村市災害時避難行動支援者連絡協議会」（以下「支援者連絡協議会」という。）を設置する。（田村市災害時避難行動支援者連絡協議会設置要綱（平成26年5月20日告示第62号））

## 第2章 要支援者の支援体制

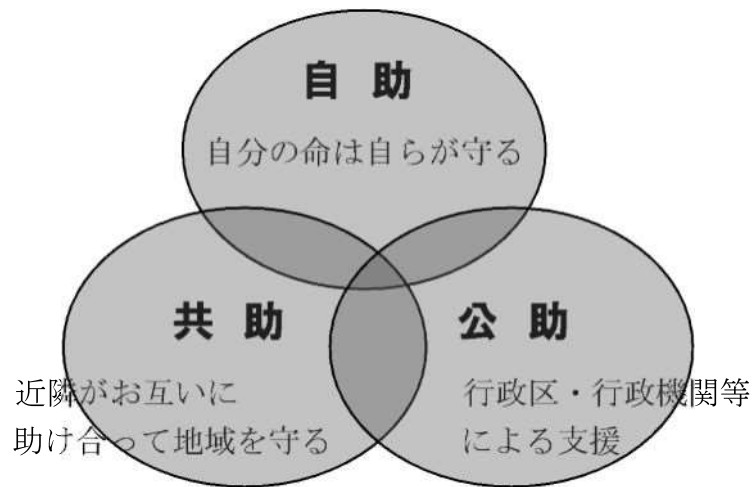
### 1 支援体制の整備

災害時における避難行動は、過去の経験と逐次得られる情報を活かしながら、自分の身は自分で守ることを基本として、住民一人ひとりが自発的行動を取ることが求められる。

また、防災を担当する行政機関には、災害情報の収集分析と的確な避難指示等の発信、避難所の確保と救援体制の整備が求められるほか、避難行動にあたって他者の支援を必要とする高齢者や障害者等のため、平常時においては要支援者の把握と支援計画の作成管理、支援者の育成や啓発・訓練に努めることが求められる。

さらに、民生・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団等は、日頃から地域における要支援者の所在や状態を把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して要支援者の避難支援を実施できる体制を整備することが求められる。

イメージ図



## 2 市、関係機関・団体及び要支援者自身の役割

### (1) 市の役割

- ① 要支援者の把握
- ② 要支援者名簿と避難支援プラン個別計画の作成及び管理
- ③ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤ 指定避難所における要支援者に配慮した設備の改善
- ⑥ 福祉避難所の確保
- ⑦ 自主防災組織の活動支援
- ⑧ 防災資機材の整備、救援物資等の備蓄
- ⑨ 要支援者の避難支援を含めた防災訓練の計画及び実施
- ⑩ 避難準備情報、避難勧告等の公表及び伝達
- ⑪ 災害時における要支援者の避難支援
- ⑫ 災害時における要支援者の避難状況の把握及び安否確認
- ⑬ 避難所における要支援者の健康管理

### (2) 自主防災組織・行政区の役割

- ① 避難支援プラン個別計画の作成・更新作業への協力
- ② 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ③ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ④ 災害時における避難行動の支援

### (3) 民生・児童委員の役割

- ① 避難支援プラン個別計画の作成及び更新作業への協力
- ② 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

- (4) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割
  - ① 避難支援プラン個別計画の作成及び更新作業への協力
  - ② 施設利用者に対する避難支援計画の作成
  - ③ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
  - ④ 災害時における要支援者の臨時的受け入れ
  - ⑤ 災害時における緊急入所、ショートステイへの対応
- (5) 市社会福祉協議会の役割
  - ① 避難支援プラン個別計画の作成・更新作業への協力
  - ② 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
  - ③ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
  - ④ 災害時における要支援者の安否確認への協力
  - ⑤ ボランティアの受け入れ及び派遣調整
- (6) 医療機関等の役割
  - ① 入院者、来院者に対する避難計画の作成
  - ② 災害時における医療対応可能状況を把握するための調査への協力
  - ③ 災害時における負傷者の受け入れ、地域の緊急医療体制への支援協力
  - ④ 避難所における要支援者の健康管理への協力
- (7) 消防署・消防団の役割
  - ① 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
  - ② 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
  - ③ 災害時における避難行動の支援及び救助
- (8) 警察署の役割
  - ① 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
  - ② 災害時における避難行動の支援及び救助
  - ③ 災害時における要支援者の安否確認への協力
- (9) 保健所、児童相談所の役割
  - ① 市が行う要支援者を把握するための調査への協力
  - ② 避難支援プラン個別計画の作成及び更新作業への協力
  - ③ 避難所における要支援者の健康管理への指導・助言
- (10) 要支援者自身の役割
  - ① 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
  - ② 個別計画作成時の必要な支援内容の伝達
  - ③ 避難所等及び避難経路の事前確認
  - ④ 非常持ち出し品等の準備

### 第3章 要支援者情報の把握・共有

#### 1 要支援者情報の把握

市は、要支援者の要件に該当する者を把握するため、「第1章 4計画の対象者の考え方（範囲）」に掲げる者について市の各部局、福島県県中保健福祉事務所等の関係機関に情報の提供を

求める。

## 2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した情報に基づき所在や状態の確認を行い、要支援者としての要件に該当すると認める者について避難行動要支援者名簿に記載する。

避難行動要支援者名簿（様式1）に記載する情報は、次のとおりとする。

- ① 要支援者の要件区分
- ② 氏名
- ③ 性別
- ④ 生年月日（年齢）
- ⑤ 行政区（住所）
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 要支援者避難支援プラン個別計画作成の有無
- ⑧ 備考

## 3 避難支援等関係機関・団体への要支援者名簿情報の提供

要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、平常時には災害の発生に備え迅速な避難支援等の実施のため、要支援者本人から同意を得た上で、避難支援等関係機関・団体に提供する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は本人の同意を得ないで、避難支援等関係機関・団体その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

## 4 要支援者名簿の取扱い及び管理

要支援者名簿に記載された情報の取扱いは、田村市個人情報保護条例（平成17年3月1日条例第12号）によるほか、次のとおりとする。

- ① 要支援者名簿の利用は、平常時における要支援者の現状把握と見守り、災害時における避難場所への避難誘導と安否確認を行うことを目的とする。
- ② 要支援者名簿は、紙媒体により共有するものとし、必要以上の複製を禁止する。
- ③ 支援者組織等は、要支援者名簿の管理責任者を定め、施錠可能な金庫等に保管するなど適正な管理に努めるものとする。

## 5 要支援者名簿の更新

要支援者名簿の更新は、毎年4月1日を基準日として実施し、その際、旧名簿は市に返却する。

また、年度途中において次の異動を把握したときは、随時、更新し共有する。

- ① 要支援者に該当する者の転入・転出
- ② 要介護認定等の変更
- ③ 要支援者の死亡・転出
- ④ 長期入院及び長期入院からの退院

## 第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成

### 1 避難支援プラン（個別計画）作成の目的

災害時に要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、各地区において要支援者を誰が、どこの避難所等に避難させるかなど、災害の種類や規模に応じた個別の具体的計画を策定する必要がある。

そこで、市は支援者連絡協議会の協力を得て、要支援者名簿に登載した要支援者の個別計画（様式2）を作成する。

### 2 避難支援プラン個別計画の作成

個別計画は、要支援者本人又は代理人からの申請により作成することとし、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織等が、要支援者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する。

### 3 避難行動要支援者台帳の作成

避難支援プラン個別計画を作成した要支援者は、避難行動要支援者台帳（様式3）によって管理するものとし、記載する情報は次のとおりとする

- ① 整理番号（世帯・個人）
- ② 登録の状態
- ③ 要支援者の要件区分
- ④ 氏名
- ⑤ 性別
- ⑥ 生年月日（年齢）
- ⑦ 行政区（住所）
- ⑧ 電話番号
- ⑨ 異動事由（異動年月日・届出年月日）
- ⑩ 登録者住宅等位置図
- ⑪ その他支援に必要な情報

### 4 避難支援プラン個別計画の取扱い及び管理等

避難支援プラン個別計画の取扱い及び管理、更新は、要支援者名簿に準じるものとする。

## 第5章 情報伝達体制

### 1 避難情報の種類

市は、災害時において、要支援者が避難行動を開始するための情報、又は支援者が要支援者への支援を開始するための情報として、災害の種類や規模、程度に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難準備・高齢者等避難開始等」という。）を発令する。



区 分	発 令 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震による火災の拡大、又は崖崩れ等の二次災害の発生の恐れがある場合</li> <li>○ 大雨注意報が発令され、夜間に避難勧告等の発令の見込みがある場合</li> <li>○ 大雨警報（土砂災害）が発令され、2 時間以内に土砂災害警戒情報の基準値を超過する値となった場合</li> <li>○ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>○ 水位が氾濫注意水位に到達し、3 時間以内に氾濫危険水位に到達すると予想される場合</li> </ul> <p>(1) 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき</p> <p>(2) 一般住民に避難準備を呼びかける必要があると認められるとき</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震による火災が拡大し、住民の生命に危険が及ぶと認められる場合</li> <li>○ 地震により崖崩れが発生し、又は発生する恐れがあり、付近住民に生命の危険が及ぶと認められる場合</li> <li>○ 土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害の前兆現象（湧水、溪流の水量・濁りの変化等）が発見された場合</li> <li>○ 大雨（土砂災害）警報が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○ 水位が避難判断水位に到達し、外水氾濫が発生すると判断された場合</li> <li>○ 有毒物の流出又は危険物の爆発により、危険が及ぶと認められた場合</li> <li>○ 大規模延焼火災により、危険が及ぶと認められた場合</li> <li>○ その他自然災害、又は大規模な事故災害等により、危険が及ぶと認められた場合</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められる場合</li> <li>○ 大雨特別警報が発令された場合</li> <li>○ 近隣で土砂移動現象、山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂など前兆現象が確認された場合</li> <li>○ 土砂災害が発生した場合</li> <li>○ 水位が氾濫危険水位に達した場合</li> <li>○ その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められる場合</li> </ul>

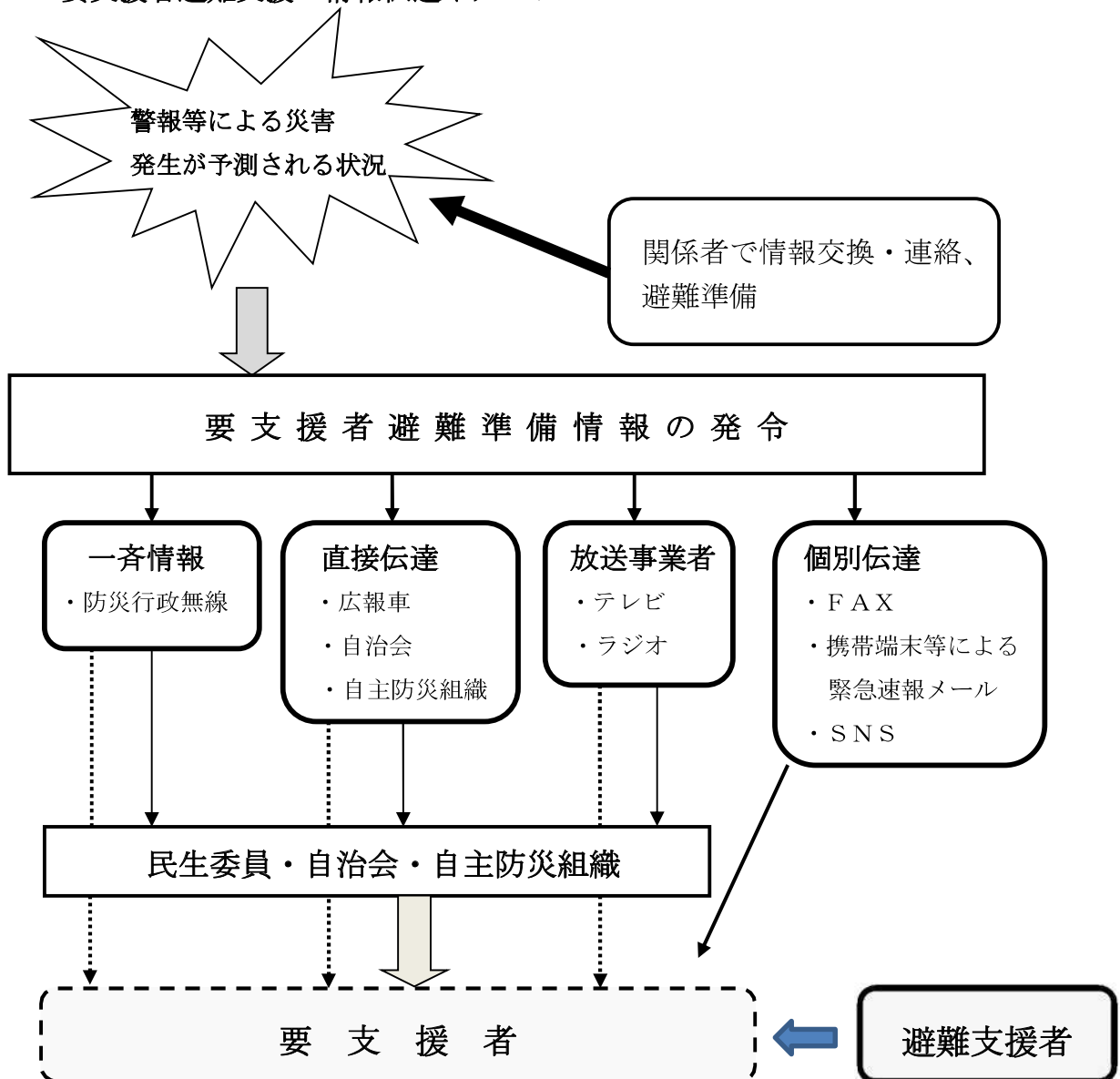
## 2 要支援者への情報伝達

市は、防災行政無線など様々な情報伝達手段を確保し、発令された避難準備・高齢者等避難開始等が確実に要支援者及び支援組織等へ届くよう、情報伝達体制の整備に努める。

《情報伝達手段》

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 携帯端末等による緊急速報メール
- ④ SNS
- ⑤ 放送事業者（テレビ、ラジオ等）への情報提供
- ⑥ その他の迅速な伝達手段

### 要支援者避難支援の情報伝達イメージ



## 第6章 避難誘導・安否確認体制

### 1 避難誘導の実施体制

災害が発生し、若しくは発生する恐れがあるため、避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合は、市は防災行政無線や広報車で住民に周知する。

これを受けて、支援者や支援組織等は個別計画に基づき、連携して要支援者の避難誘導を実施する。なお、夜間や休日等で要支援者の同居家族が在宅している場合は、家族が要支援者を避難させることを原則とし、個別計画の作成にあたっては、家族と支援団体等との役割分担を明確にし、連携して対応することとする。

また、災害の種類、規模、時間帯等に応じて、避難を求められる範囲や避難先等も変わることから、避難誘導の実施体制の検討にあたっては、次の事項に留意のうえ実効性を確保する。

#### (1) 風水害

- ① 台風等の気象災害の場合は、事前の予報による準備がある程度可能であり、避難行動に時間的余裕がある。また、移動が困難な夜間を避け、昼間の移動を選択できる。
- ② 大雨により想定される浸水区域や土砂災害の発生区域などは、避難の対象となる区域が限定的となる。
- ③ 避難所は近隣に確保することが可能である。また、避難を求められる期間は短期間であることから、避難所における支援物資は食料、飲料水、医薬品、毛布等急場をしのごものに限定される。

#### (2) 大規模地震

- ① 発生と同時に被災することから、避難行動に即応性が求められる。
- ② 火災や崖崩れ等、二次災害の発生状況を考慮しながら、要支援者住居の被災状況等の安否確認を優先する。
- ③ 道路の寸断等による移動手段の制限も想定される。

### 2 安否確認情報の収集

#### (1) 要支援者名簿登載者の安否確認

避難準備・高齢者等避難開始等の発令に伴い、避難所及び福祉避難所を開設した時は、各避難所に安否情報収集窓口を設置し、避難者の受入名簿作成により要支援者の受入状況を確認するほか、親戚や知人宅等に避難している要支援者については、避難支援者からの報告により安否情報を収集する。

また、各避難所で収集した要支援者の安否確認情報は、災害対策本部で集約する。

#### (2) 支援者・支援組織等からの報告

個別計画に基づき、連携して要支援者の避難誘導を実施した支援者や支援組織等は、避難所の安否情報収集窓口へ報告するほか、家族の対応等により避難誘導に至らなかった場合は、その内容を災害対策本部へ報告するものとする。

#### (3) 安否未確認者の対応

安否の確認できない要支援者がある時は、警察または消防に安否確認を要請するほか、安否不明者に身体・生命に影響するような被害が予想される場合は、防災担当部局は警察や消防の協力を得て救出活動の態勢を整える。

## 第7章 避難所等における支援体制

### 1 避難所における支援対策

#### (1) 避難所の開設

災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、市は地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる態勢を整える。

また、避難所を開設したことについて、防災行政無線や広報車により住民への周知を図る。

#### (2) 避難支援者による支援

避難所の運営にあたっては、避難者の個々の実情に即した対応が求められることから、行政区長、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア等の避難支援者の協力を得て、マンツーマンでの対応に努める。

#### (3) 避難所の環境整備

要支援者は、日常的に介護や介助を必要とする場合が多いことから、要支援者にも配慮した避難所の環境整備に努める。

- ① 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ② トイレに近い場所に要支援者向けのエリアを確保
- ③ 車椅子が通行可能な通路の確保
- ④ 簡易ベッド、障害者対応型仮設トイレの配置
- ⑤ 知的障害者や精神障害者のための別室の確保
- ⑥ 成人向けおむつ交換場所の確保
- ⑦ 視聴覚障害者等の情報取得が困難である者への確実な情報伝達

### 2 福祉避難所

#### (1) 福祉避難所の確保

通常の避難所では避難生活が困難な要支援者のため、市の保健センター等を福祉避難所として活用するほか、市内の老人福祉施設等との協定により福祉避難所を確保する。

#### (2) 福祉避難所の対象者

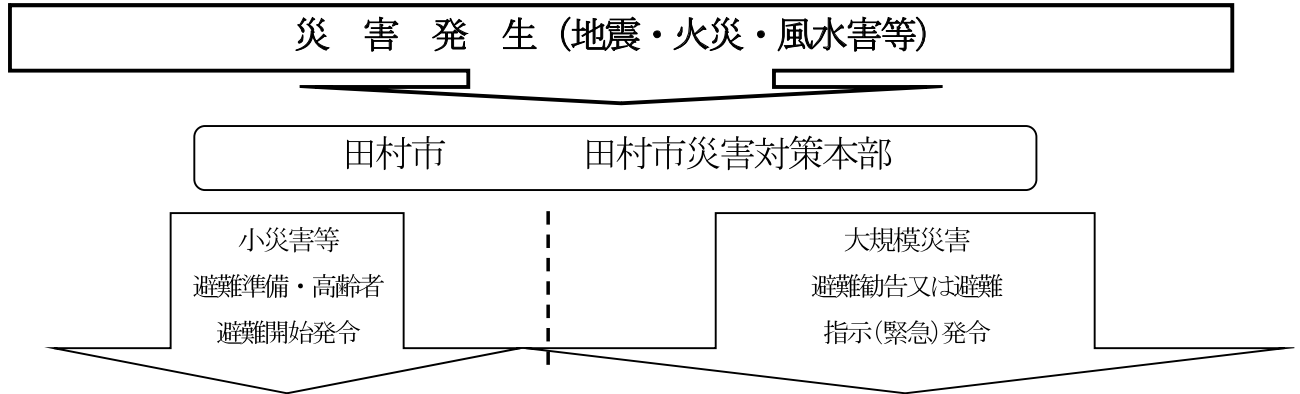
福祉避難所の対象者は、要支援者のうち一般の避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とするものの、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度のものである。なお、対象者を介助する家族等も対象とする。

#### (3) 福祉避難所の指定と利用

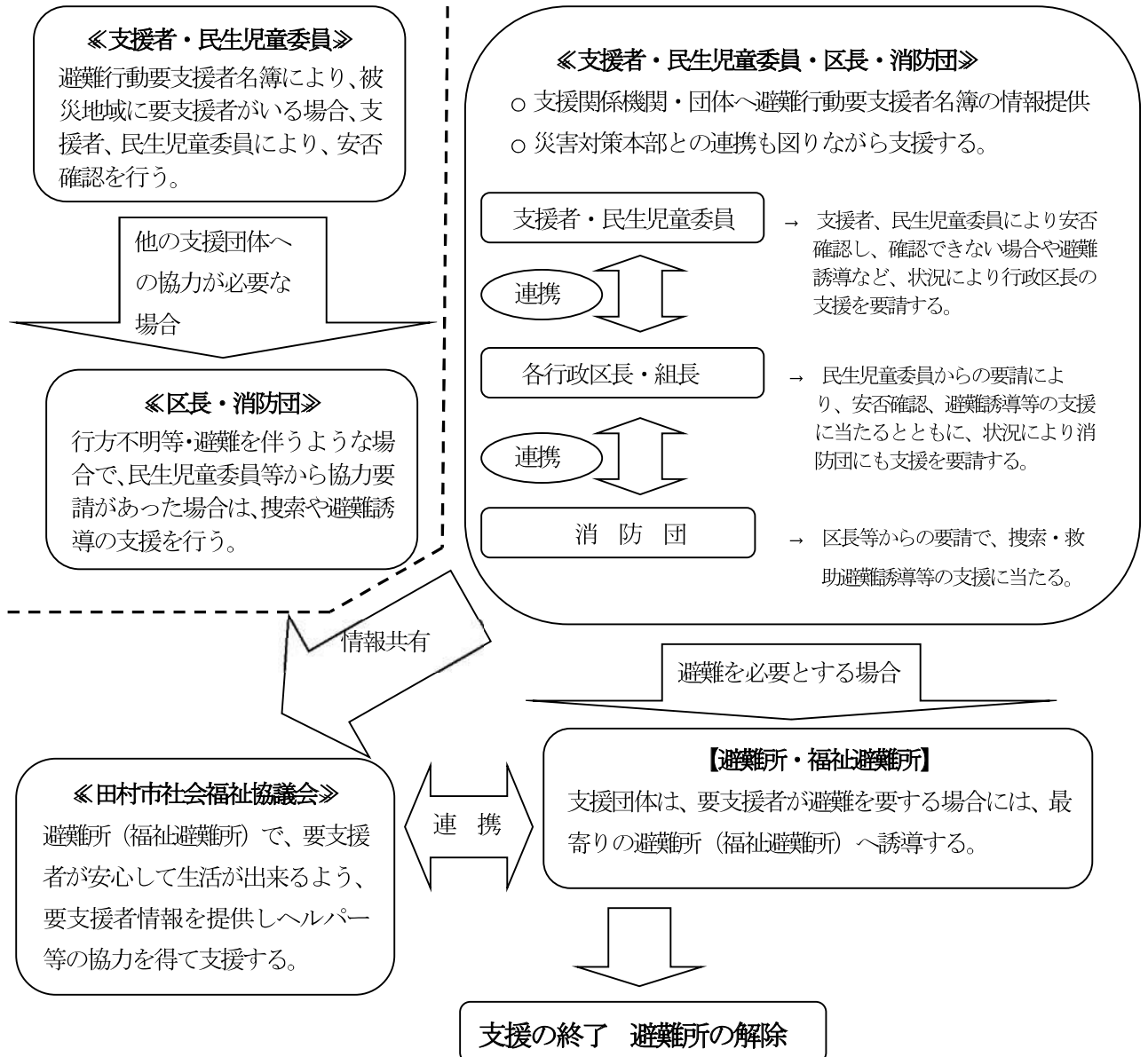
市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定する。この際、施設との間で災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受入要件、受入可能人数、費用負担等を明記することにより、円滑な福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとする。

## 災害時避難行動要支援者避難支援フロー

○ 災害発生時に、援護を必要とするひとり暮らし高齢者や障害者等の要支援者が迅速かつ的確に避難することができるよう、各支援団体等は以下のような取り組みにより対応する。



### 田村市災害時避難行動要支援者支援団体(協定締結団体)の役割



(様式1)

避難行動要支援者名簿

要件区分	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢	行政 住所	電話番号	個別計画 作成の有無	備考
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	
		男・女	M・T・S・H 年 月 日			- - -	有・無	

(様式2)

### 避難支援プラン（個別計画）

田村市長 様

私は、災害が発生した場合には支援を必要とするので、この計画の作成に同意します。

この個人情報は、災害時における避難支援とその前提となる平常時からの見守りのため、市、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団及び関係機関が共有・活用することを承諾します。

また、この個別計画は、災害時の避難行動支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者が法的な責任や義務を負うものではないことを承諾します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

整理番号		作成者			
行政区		民生委員	TEL		
対象者氏名	(男・女)		生年 月日	M・T・S・H 年 月 日	
住 所	田村市		TEL		
			FAX		
避難行動要支援 の区分	1 高齢者 : ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・認知症高齢者・ その他高齢者 ( ) 2 障害者 : 視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害・知的・精神・ その他障害者 ( ) 3 難病患者 : ( )・人工透析患者 4 その他 :				
必要とする支援	1. 避難情報を伝えてほしい      2. 避難する時に介助してほしい 3. その他 ( )				
緊急時の家族等の連絡先					
氏名	続柄	住所	TEL		
			FAX		
氏名	続柄	住所	TEL		
			FAX		
家族構成・同居状況等		居住建物の構造			
		普段いる部屋			
		寝室の位置			

特記事項（日中・夜間・休日の同居家族の状況を記載）			
かかりつけ病院等	医療機関： 診療科目：	住所：	TEL：
使用薬・必要な医療器具等			
担当している介護保険事業者・連絡先等			
緊急通報システム	あり ・ なし		
避難支援者			
氏名	関係	住所	TEL FAX
氏名	関係	住所	TEL FAX
避難情報の伝達者	氏名・連絡先		
避難情報の問合せ先	田村市保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 TEL 0247-82-1115 FAX 0247-82-6003		
特に想定される災害と留意事項等			
1 水 害 ( )			
2 土砂災害 ( )			
3 雪 害 ( )			
4 その他 ( )			
その他（特に記載すべき事項）			
避難場所 の名称		施設管理者名 及び連絡先	
居宅から避難所までの略図・避難経路における注意事項等を記載			



# 避難行動要支援者台帳

年 月 日現在

ID		備考	
行政局名		異動事由	
行政地区名		異動年月日	
行政区名		届出年月日	
氏名(漢字)			
氏名(かな)			
生年月日			
性別			
電話番号等			
避難支援事由			

住所

